

液化フルオロカーボン充填容器及び回収容器の 取扱いについて

液化フルオロカーボン（冷媒フロン類）の充填容器及び回収容器は、高圧ガス保安法の適用を受けます。法令を遵守して使用してください。

特に次の事項については、容器の破損等による事故を防ぐため、必ず遵守してください。

○ 充填容器等には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。

○ 充填容器は、常に温度 40℃以下を保つこと。

容器の貯蔵においては、例えば、直射日光、暖房等による温度上昇を防ぐため、屋根、障壁、散水装置を設ける等の措置を講じ、温度 40℃以下を保つ必要があります。

機器への冷媒充填時にどうしても加温が必要なときは、次に掲げるいずれかの方法により行う必要があります。

イ 熱湿布を使用する。

ロ 温度 40℃以下の温湯、その他の液体を使用する。

ハ 空気調和設備(エアコン等)を使用する。

※「熱湿布」には、電熱線ヒーターであって、かつ、温度を 40℃以下に調節する自動制御装置を設けたものを含みます。ただし、市販のボンベヒーターには制御温度が 40℃を超えるものもあるので、ご使用の際はご注意ください。

※ N R C 容器（Non-Refillable Cylinder：再充填禁止容器）を上記の方法で加温する場合、一時的に箱から取り出して行ってください。ただし、作業終了後は直ちに箱に戻してください。

直火やドライヤー、ヒートガン等で、充填容器を直接加熱すると危険ですので、絶対にしないでください。突沸や液封等により、容器が破裂する危険があります。



また、高圧ガス充填容器の改造及び、N R C 容器(Non-Refillable Cylinder：再充填禁止容器)への高圧ガスの再充填は違法行為です。これらも、容器が破裂する危険があります。



参考：再充填が目的と推測される、メインバルブとは別に口金が溶接された NRC 容器。

※ 使用済みの容器は、速やかに購入元へ返却をお願いいたします。